

第1章 基本的な考え方

1 策定の趣旨

東日本大震災は、多くの人命を奪い、甚大な被害をもたらした。国は、大規模自然災害に備えて必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を制定。本県においても強靱な地域づくりに向けて、平時から持続的に取組を展開するため、地域計画を策定するもの

2 計画の位置付け

国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画

3 計画期間

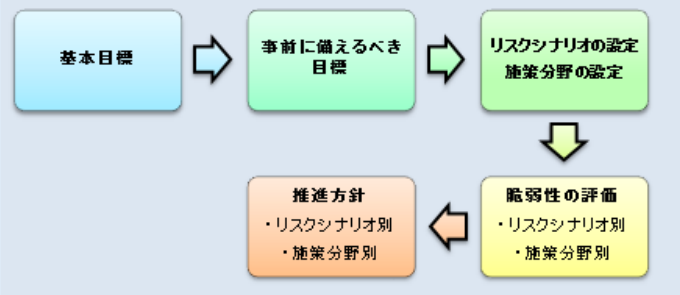
平成29年度から平成32年度までの4年間

4 想定災害

ひとたび発生すれば、甚大な被害が広範囲に及ぶ大規模自然災害

第2章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方



2 基本目標

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

3 事前に備えるべき目標

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- (5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- (6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- (7) 制御不能な二次災害を発生させない
- (8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

4 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

- 1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生
- 1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者・行方不明者の発生
- 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水
- 1-4 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
- 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
- 2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
- 2-3 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
- 2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
- 2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
- 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
- 4-1 情報伝達の不備や停止等による被害の拡大
- 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下
- 5-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
- 5-3 基幹的交通ネットワーク（陸上、海上、航空）の機能停止
- 5-4 食料等の安定供給の停滞
- 6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
- 6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止
- 6-3 地域交通ネットワークが分断する事態
- 7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
- 7-2 有害物質の大規模拡散・流出
- 7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
- 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 8-4 被災者に対する十分な住宅対策や健康支援策が講じられず、生活再建が著しく遅れる事態

5 施策分野の設定

- ・ 8 個別施策分野と 2 横断的施策分野を設定

6 脆弱性評価の結果

- ・ リスクシナリオ別、施策分野別に実施

第3章 国土強靱化施策の推進方針

個別施策分野

(1) 行政機能

- ① 業務継続性の確保
BCP（業務継続計画）の策定等、総合防災情報システムの機能拡充
- ② 体制整備

③ 復旧活動

啓開活動、危険度判定等、災害廃棄物等への対応

④ 被災者支援

(2) 住宅・都市

① 建築物の耐震化等

② ライフラインの耐震化等

エネルギー関連施設、上下水道等の耐震化、道路基盤の整備等

(3) 保健医療福祉

医療施設の体制整備、医療提供体制の構築、保健対策、福祉対策

(4) 環境

災害廃棄物等への対応、衛生対策、毒物・劇物対策、汚水処理対策

(5) 産業

① 農林水産業への対応

農業生産基盤の保全等、森林整備等、水産関連施設の整備等

② 企業活動の継続

県内企業のBCP策定促進、産業施設の防災対策の推進

(6) 交通・物流

① 交通基盤の維持等

道路基盤・空港・港湾の整備等、公共交通の確保

② 災害時の物流対策

(7) 県土保全

① 砂防・治山・河川管理

土砂災害対策、ダム施設・河川管理施設・海岸管理施設の整備等

農林業関連施設の整備等

② 火山噴火対策

(8) 土地利用

① 防災まちづくりへの対応

② 土地利用・規制

横断的施策分野

(9) 老朽化対策

① 建築物等

② 公共土木施設等

(10) リスクコミュニケーション

震災の記録と伝承、防災教育等、地域コミュニティの構築

第4章 計画の推進

○各施策分野における県計画との整合性を図りながら、PDCAサイクルに従って推進する。

○必要に応じて、計画内容の見直しを行う。